

公会計情報の充実化と今後の展望

平成 22 年 10 月 28 日
慶應義塾大学 会田一雄

1. 会計の機能と公会計の意義

(1) 企業における会計の機能

- 財産の保全
- 報告責任の履行
- 利害の調整
- 業績評価
- 意思決定

(2) 公会計情報の活用

- 予算執行の適正化
- 財務状況の開示
- 行政活動(政策)の評価

公会計情報の機能は多面的に捉えられるものの、①予算執行の適正化が最重視されており、現行の制度上、歳入歳出決算が議会審議の中軸となっている。

2. 情報内容充実化への社会的要請

- (1) ストック情報による資金の調達源泉と投下運用との関係明示
- (2) 単式簿記(キャッシュの増減の記録)から複式簿記(フローとストックを一体的に把握)
- (3) 連結情報の開示
- (4) コスト(資源の消費額)の集計

わが国の公会計情報は従来、企業会計に較べて十分でないとの批判がなされてきたが、右肩上がりの国民経済下において、公会計情報の機能が限定的であったと解釈すべきであり、情報内容の充実化への社会的要請とは、行政の効率的運営を期待する会計専門家からのレスポンスと捉えることができよう。

3. 公会計への企業会計的手法の適用

- (1) 国の貸借対照表(試案) 1998 年度決算～
種々の会計記録をもとに資源ストックの一覧開示を可能とした情報の作成
- (2) 特別会計財務書類 1999 年度決算～
種々の会計記録をもとに各特別会計に共通の(クロスセクショナルな)フロー、ストック情報の作成。
- (3) 独立行政法人会計基準 2001 年度決算～
複式簿記に基づく会計帳簿をもとに、(一部計算構造に修正を加えたものの)企業会計と同一の財務諸表を作成し、外部監査も導入。

- (4) 省庁別財務書類 2002 年度決算～
貸借対照表、業務費用計算書、資産負債差額増減計算書、区分別収支計算書
① 一般会計単独、
② ①+特別会計、
③ ②+独法、関連公益法人
- (5) 国の財務書類 2003 年度決算～
省庁別財務書類をベースに作成
- (6) 特別会計に関する法律 2007 年度決算～
「企業会計の慣行を参考とした書類」
従来、制度外で作成されていた特別会計財務書類を法制化し、インターネット上で開示

4. 公会計情報の進展

- (1) 予算書及び決算書の表示科目の見直し 政策別の予算額及び決算額 2008 年度
- (2) 政策別コスト情報の把握と開示 政策別の(発生ベースの)コスト 2011 年?
- (3) 財務書類作成システムの開発 2011 年度から本格運用により、財務書類の早期化

5. 国有財産の把握と評価

- (1) 省庁別財務書類、国の財務書類において固定資産は種類別、有価証券は銘柄別の金額明示
- (2) 公共用財産を除く国有財産については、国有財産台帳の価額を基礎
- (3) 台帳上、固定資産は 5 年毎の改定で、中間年の財務書類では減価償却費相当額を控除
- (4) 2006 年度以降、出資額について、市場価額があれば市場価額、なければ純資産額で評価

企業会計方式を導入し、全体情報としての財務会計情報は充実してきたものの、今後、資産の有効活用に向け、特定目的の会計情報を作成し、意思決定に役立てることが期待される。支出原価だけでなく、機会原価を適用し、コスト負担を把握することも必要。